

屋外焼却チェックリスト

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める「焼却禁止の例外となる
廃棄物の焼却」(第 14 条)

☐ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例:河川管理者が河川管理のために伐採した草木等を焼却するもの

☐ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

☐ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例:どんと焼き、地域行事における不用となった門松やしめ縄の焼却、お焚き上げ、寺院における不用となった卒塔婆の焼却

注意:神社、寺院等の敷地内で伐採した草木等の焼却は該当しない

☐ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例:農業の稲わらの焼却、田畑の維持管理のための焼却

注意:農家であっても自宅で伐採した草木等の焼却は該当しない

☐ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例:落ち葉焚き、バーベキュー、キャンプファイヤー、風呂焚き、焼き芋

注意:一般家庭の生ゴミ、紙類、プラスチック、ビニール等の焼却は該当外